

○総務省告示第二百八十八号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第十条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

平成三十年八月十三日

総務大臣 野田 聖子

平成二十七年七月十二日に実施された電気通信主任技術者試験において合格点を得た試験科目のある者のうち、平成三十年七月八日に実施された同試験の申請を行い、受験できなかった者であつて、次のいずれかに該当する者

- 一 平成三十年七月豪雨に際し、平成三十年七月八日までに災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「適用区域」という。）に同日において居住していた者
- 二 当該者の平成三十年七月八日における居住地から受験会場までの移動経路の一部が適用区域内となる者